

養老鉄道株式会社

ご利用になる前に必ずお読み下さい

弊社ではハンドル形電動車いすでの鉄道利用条件を次のように定めております。

- ・ハンドル形電動車いすでのご利用は、同車いすが下記のいずれかを満たす場合に限りです。
 - ① 身体障害者福祉法および児童福祉法に基づいた補装具として交付された場合
 - ② 障害者自立支援法に基づいた補装具費が支給されている場合
 - ③ 介護保険制度により貸与されている場合（従前①②の制度によりハンドル形電動車いすの交付またはハンドル形電動車いすの補装具費の支給をうけ、現在は介護保険制度により貸与されている場合を含みます。）
- ・ご利用の際は、下記のいずれかをご提示ください。
 - 「ハンドル形電動車いす交付証明書」
 - 「補装具交付決定通知書（「決定内容欄」に「ハンドル形電動車いす」と記載があるもの）」
 - 「ハンドル形電動車いすに係る補装具費支給証明書」
 - 「補装具費支給決定通知書（「決定内容欄」に「ハンドル形電動車いす」と記載があるもの）」
 - 「ハンドル形電動車いす提供証明書」
 - 「身体障害者手帳（補装具欄に「電動車いす（ハンドル形）」の記載があり市町村の確認印のあるもの）」
- ・ご利用の申込みは事前になされますようお願いいたします。
- ・ご案内に時間がかかる場合がございます。ご利用にあたっては十分な余裕を持って駅にお越しください。
- ・ハンドル形電動車いすでご利用いただける区間は、次にご案内している利用可能駅の各駅相互間に限りです。
- ・混雑時や運輸上支障のある場合にはご利用いただけない場合がございます。
- ・駅構内では低速（約2km/h以下）で、十分なご注意のもと安全な運転をお願いいたします。
- ・鉄道施設等のご利用中にハンドル形電動車いすのご利用が原因で発生した事故・紛争および器物の破損などについてはお客様の責任にて処理していただくこととし、弊社は一切責任を負いかねます。
- ・段差が解消されている駅であっても、下記の場合はご利用いただけません。
 - ① 駅員無配置である場合
 - ② 車いす専用通路を利用して駅に入出場する箇所において、十分な幅員がとれずに走行が困難である場合
 - ③ 駅構内に踏切がある場合（落輪などの場合における安全確保が困難であるため）
- ・その他の取扱は旅客営業規則によります。

平成24年6月18日現在

No.	順	利用可能駅	ご利用に当たっての留意事項等
1	い	揖斐	
2	お	大垣	

最終更新日（確認日）：平成24年6月25日